

国立民族学博物館シンボルマーク及びシンボルマークカラー規程

〔平成25年10月10日〕  
規程第1号

第1条 国立民族学博物館（以下「本館」という。）のシンボルマーク及びシンボルマークカラーについては、この規程の定めるところによる。

第2条 本館のシンボルマークは、別図1のとおりとする。

2 シンボルマークの図法は、別図2のとおりとする。

第3条 本館のシンボルマークカラーの特色はDIC222とし、プロセスカラーはC100%+M80%を標準とする。

第4条 シンボルマークに組み合わせて使用することができるロゴタイプは、別に定める。

第5条 この規程に定めるもののほか、シンボルマークの使用等について必要な事項は、別に定める。

附 則

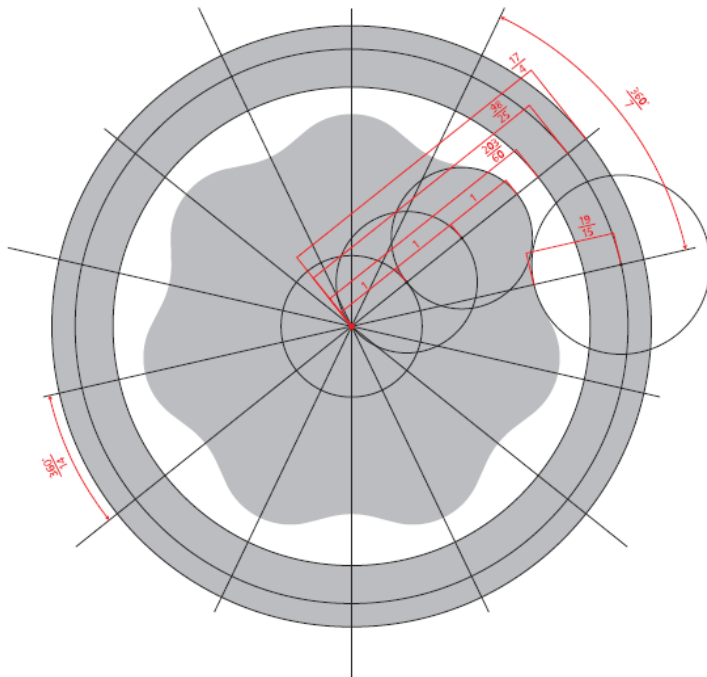
この規程は、平成25年10月10日から施行する。

別図1

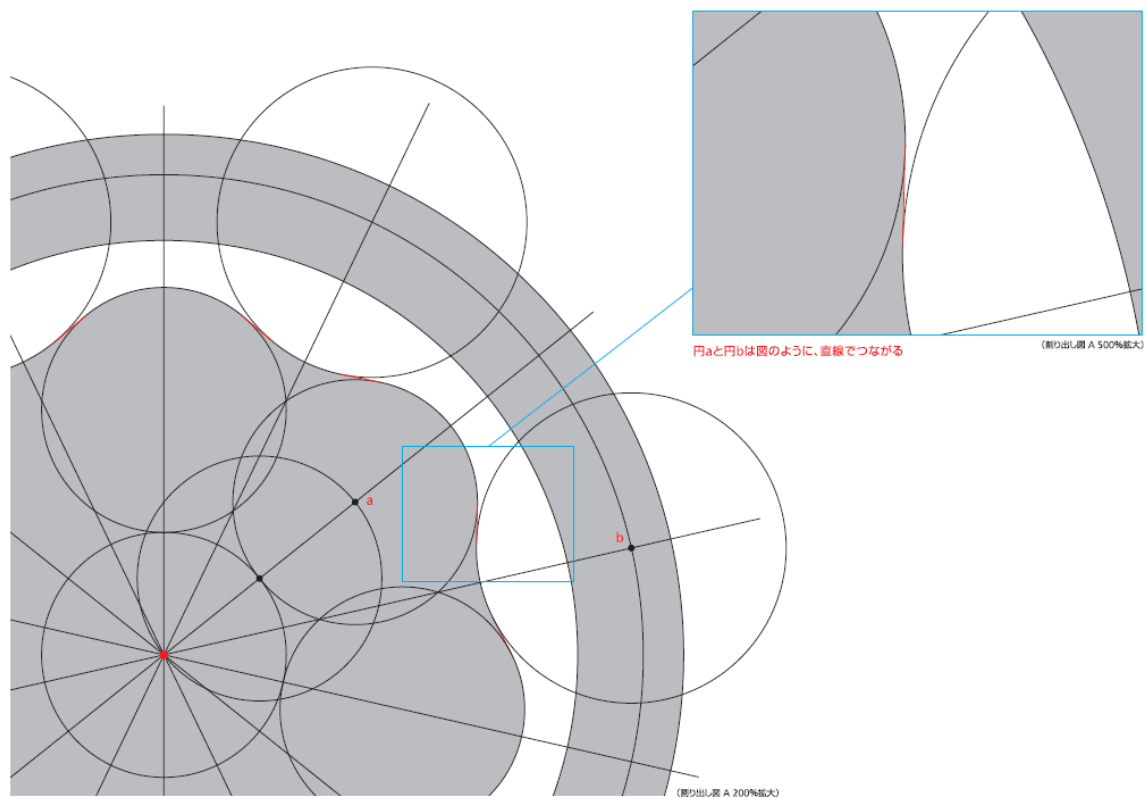


別図2

割り出し図A



## 割り出し図B



### (参考)

このシンボルマークは、国立民族学博物館創設時（昭和49年）に制作されたもので、デザインの制作者及びコンセプトは、次のとおりである。

#### ・デザインの制作者

勝井三雄氏

#### ・デザインのコンセプト

地球（民族・文化）の連帯と活動を象徴し、突起している部分は、7つの大陸・文明圏を現し、円と突起で囲まれた部分は、7つの海を表しています。